

令和7年1月28日開催

石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

<議案>

議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・・・P1～6

<報告事項>

①令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について・・・・・・・・・・別冊

②石狩市教育プラン（原案）のパブリックコメントの実施結果について・・・別冊

③次期石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施結果について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～9

④第5期石狩市子どもの読書活動推進計画（原案）のパブリックコメントの実施結果について・・・・・・・・・・P10～13

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第2号関係>

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(校務の分掌) 第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、<u>前条</u>に基づき教育長が定める事項を参考にして、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。 2～3 略 (旅行命令) 第43条 略 2～3 略 4 <u>所属職員</u>は、旅行を終えたときは復命書（別記第20号様式）により速やかに<u>校長</u>に復命しなければならない。ただし、軽易な用務で記録に残す必要がないと校長が認める場合には、口頭で復命することができる。	<u>(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容)</u> <u>第6条の7 養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。</u> (校務の分掌) 第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、<u>前2条</u>に基づき教育長が定める事項を参考にして、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。 2～3 略 (旅行命令) 第43条 略 2～3 略 4 <u>職員</u>は、旅行を終えたときは復命書（別記第20号様式）により速やかに復命しなければならない。ただし、軽易な用務で記録に残す必要がないと校長が認める場合には、口頭で復命することができる。

別記第20号様式（第43条関係）

復 命 書

年 月 日

学校長 様

勤務学校

職 名

氏 名

下記のとおり、復命します。

記

1 用 務

2 期 間 年 月 日（ ）から
年 月 日（ ）まで

3 用 務 先

4 用務処理の状況 下記（別記）のとおりです。

5 添 付 書 類

記載上の注意

「用務処理の状況」は、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第20号様式（第 43 条関係）

復 命 書

年 月 日

様

勤務学校

職 名

氏 名

下記のとおり、復命します。

記

1 用 務

2 期 間 年 月 日（ ）から
年 月 日（ ）まで

3 用 務 先

4 用務処理の状況 下記（別記）のとおりです。

5 添 付 書 類

記載上の注意

1 復命は旅行命令権者に対して行うものとする。

2 「用務処理の状況」は、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること。

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会要綱第 号

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）第6条の7の規定に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務例)

第2条 養護教諭の標準職務例は、別表第1に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務例)

第3条 栄養教諭の標準職務例は、別表第2に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 標準職務例は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、標準職務例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域等の実情を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に校務分掌を定めること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭及び栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (4) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域等の実情に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精

選した上で実施することが前提であると考えられること。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

養護教諭の標準職務例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画、実施、評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握、分析及び評価 緊急時における救急措置等の対応 感染症等の予防及び発生時の対応並びにアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
	保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成及び実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備及び備品の管理並びに環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
	保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会、教職員の保健組織（保健部）等への参画
主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- (1) 養護教諭（3年以上養護教諭等として勤務したことがある者）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第14項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭及び講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (2) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱（令和5年3月28日教育長決定）別表中「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第2（第3条関係）

栄養教諭の標準職務例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
	食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握、地場産物等の活用、食物アレルギー対応等）
	衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理並びに学級担任等及び学校給食調理員への指導、助言等）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱別表中「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

< 報告事項③関係 >

「石狩市民図書館ビジョンの策定について」に寄せられた意見 と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和6年12月16日（月）から令和7年1月17日（金）まで

【担当部局】 市民図書館

【意見提出者】 2人

【意見件数】 7件

【意見への対応】	採用	意見に基づき原案を修正するもの	1件
	不採用	意見を原案に反映しないもの	0件
	記載済	既に原案に盛り込まれているもの	1件
	参考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他	ご質問・ご意見として伺うもの	5件

【意見の検討経過】 令和7年1月18日～1月22日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成

「石狩市民図書館ビジョンの策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	主に推進していくためには、司書さんの力が大事だと思いました。 双葉小学校の前任司書さんが行っていたような新刊図書や重点的な課題の紹介が大事だと思います。 調べものをしているこども（小学生～中学生）に声かけをして「何を探しているの？」など助けてもらえることを知らせることも大事だと思います。	その他	新たな取組として「学校図書館に行きたくなる取組の充実」を計画の中で掲げており、図書の特集展示や読み聞かせ、アニメーションなどこどもが興味を持つ取組は必要と考えています。 ご意見でいただきました学校図書館司書の新刊図書等の取組、こどもに対する接し方につきましては、司書の中で情報共有させていただき、引き続きこどもが本に親しむための機会提供に努めて参ります。
2	前回の策定原案よりとても見やすく、読みやすい。表紙と欄外に年度が記入されているのが良かったです。	その他	ありがとうございます。
3	P3 自己の学びではなく市民の学びではないか。	採用	市民図書館が自己の学びに留まらず、利用者が世代を超えて交流しながら、共に学び合うことのできる場としていくため、ご意見のとおり「市民の学び」に変更いたします。
4	P5（3）継続的な職員の研修とあるが図書館で働いている司書に本人の希望によるが、石狩市職員としての採用の道は考えられないか。専門的な職種と思うので。	その他	司書資格を有し、会計年度任用職員として図書館で長い期間働いている場合であっても、石狩市職員として採用されるためには、市の採用試験を受ける必要があります。 ここ数年は、司書資格を有する専門職の職員募集は行っていますが、一般行政職では社会人経験者の募集を行っていますので、応募規定に沿った上、採用試験を受けていただくことは可能です。
5	P8 蔵書充実とあるが、石狩市民図書館として他の図書館にはない特別なジャンルの蔵書をするということを考えてほしい。このジャンルは石狩市民図書館でと言われるものを時間をかけて考え集めてほしい。	その他	本館では「手話コーナー」、「鮭・石狩鍋コーナー」、「俳句コーナー」、「子母澤寛文庫」、「石狩市郷土研究会コーナー」、「石狩川治水コーナー」、「ソフトボールコーナー」、浜益分館では「ハママシケ陣屋展」、あいかわとしゃかんでは「4偉人展」など、我が街石狩について触れ、学ぶことの出来るコーナーをつくって参りました。今後も市民の皆様に石狩を愛し、誇りに思ってもらえるような蔵書構成やコーナー作りを心掛けて参ります。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	P9 地域資料のデジタル化を早急にのぞむ。	記載済	デジタル化にあたり著作権の確認などの課題があり、慎重かつ丁寧に検討を行う必要があるため、早急には難しいですが、地域資料のデジタル化に向けて準備を進めてまいります。
7	P9 来館が困難な方へのサービスの充実はいつも記載されているが希望者が少ないためかマニュアルができていないのが現状と思われる。ぜひマニュアルづくりを考えてほしい。	その他	来館が困難な方へのサービスとして、目的部分に記載しておりますとおり、世代や障がいの有無、住んでいる地域に関係なく誰もが図書館のサービスを受けられるために必要な施策と事業を具体的に進めていくことができるよう、今後も努めて参ります。また、これに合わせて必要なマニュアルづくりも検討します。

■「第5期 石狩市こどもの読書活動推進計画」に対するこどもの意見

提出された意見：25件

(小1：1件 中1：3件
 小4：1件 中2：3件
 小5：8件 中3：2件
 小6：7件)

No.	学年	意見の内容	市の回答
1	小1	しかけ絵本がたくさんあったり、楽しい系の本がたくさんあるといい。	ご意見ありがとうございます。 しかけ絵本はこわれやすいので、学校の図書館にたくさん置くことは難しいですが、図書館にいる先生に相談して、少しでもみなさんが楽しめる本を置けるように取り組みます。
2	小4	リラックスできるような場所をつくって欲しい。ちょっとした遊びができるようなところが欲しい。	ご意見ありがとうございます。 学校の図書館にあるイス等を移動することで、リラックスできる場所をつくるができるかもしれません。そこを利用して、ちょっとした遊びもできるかもしれませんので、図書館にいる先生に相談してみてください。
3	小5	本をあまり読まない人は、マンガや絵本から始めてみたらいいので、そういうポスターを作ってみる。	ご意見ありがとうございます。 学校図書館にはマンガはたくさんないかもしれませんが、絵本はたくさんありますので、本に興味を持てるようなポスターを図書館にいる先生と考えます。
4	小5	本を読むのが苦手な人は、自分が好きな分野のマンガ等から入っていき、徐々に文を読み始めれば良いと思う	ご意見ありがとうございます。 本を読むことが苦手な人でも読みやすい本の特集展示をしてみたり、ポスターでお知らせしたりするなど、図書館にいる先生と考えます。
5	小5	調べる学習の推進が良いと思った	ご意見ありがとうございます。 多くの方が調べる学習に取り組めるように学校図書館の本を充実させたり、電子図書を使えるように工夫したいと思います。また、図書館を使った調べる学習コンクールにたくさん参加してもらえるように工夫します。
6	小5	手紙を郵便で送る。 インターネットで申請する。 赤ちゃんに読み聞かせをしてあげるのがいいと思った。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、ボランティアさんに協力してもらいながら、読み聞かせを行っていきます。
7	小5	アニメーションをいっぱいやって楽しくする。(本ビンゴなど)	ご意見ありがとうございます。 アニメーションや本ビンゴのような、みんなが本を読むことが楽しくなるようなイベントをこれからも考えます。

■「第5期 石狩市こどもの読書活動推進計画」に対するこどもの意見

No.	学年	意見の内容	市の回答
8	小5	小学校で学校図書館に行きたくなる取り組みをしてくれるのがいいと思った。イベントを行ってくれるのがうれしいと思った。本を効果的に使った遊びが楽しそうだった。	ご意見ありがとうございます。 少しでも多くのこどもに本の楽しさを知ってもらえるように、これからもイベント等を行っていきます。
9	小5	いいとはおもうけど、じぶんはどくしょがあんますきじゃないから、すすんでかつどうはしない。	ご意見ありがとうございます。 本を読んでみようかな？ と思ったときには、学校の図書館や市民図書館に来てみてください。
10	小5	調べる学習コンクールがだと思う。 イベントなどがいい。	ご意見ありがとうございます。 調べる学習コンクールに多くの方が参加してもらえるように工夫します。それから、楽しいイベントも考えていきます。
11	小6	赤ちゃんから幼稚園・保育園まで「図書館まつり」「科学の祭典」「夏休み期間中のイベント」だったらみんな楽しめると思う。 例：本の題名をジェスチャーなど	ご意見ありがとうございます。 本の題名をジェスチャーで当てるゲームも楽しそうだと思います。友達同士で楽しみながら本を読んだり、本に触れることは、とても良いことだと思います。
12	小6	・図書館を使った調べるコンクールに参加できるのがいいと思う ・赤ちゃんに絵本を読み聞かせして、本が大事と伝えることがいいと思う。 ・本を使ったあそびをたくさん考えてほしい	ご意見ありがとうございます。 図書館を使った調べる学習コンクールにこれからも参加していただけたらうれしいです。また、赤ちゃんへの絵本読み聞かせや、本を使ったあそびもたくさん考えていきます。
13	小6	中学生から高校生までで、スタッフやボランティアとしている事がとてもいいと思い、10カ月の赤ちゃんに読み聞かせをし、本を渡すというのがとてもすごいし、楽しそうなイベントがあるからこれから行こうと思う。	ご意見ありがとうございます。 楽しいイベントがたくさんありますので、機会があれば、ぜひ参加してください。
14	小6	手紙を郵便で送る。	ご意見ありがとうございます。 図書館のホームページやLINE、SNSなどを使って、楽しいイベントをたくさんの人に周知して、参加してもらえるように工夫します。
15	小6	・小～高校生が好きそうな本を作る。 ・アンケートをとって、そのアンケートでたくさんあった本を入れる。 ・本を増やす	ご意見ありがとうございます。 みんながどんな本が好きか調べるために、アンケートをとることは良い方法だと思いますので、学校の図書館でできないか図書館にいる先生と考えます。
16	小6	2階（みんなが行きやすい場所）に図書室を移動させる。	ご意見ありがとうございます。 図書室が教室から遠くて、行きにくい学校もあると思いますが、それでも図書室にみんなが行きたくなるイベントを図書館にいる先生と考えます。

■「第5期 石狩市こどもの読書活動推進計画」に対するこどもの意見

No.	学年	意見の内容	市の回答
17	小6	・教室に毎月毎月、学年にあった本を入れ替える。 ・本を読んだ時に何かをあげる。給食おかわり券、発表券など	ご意見ありがとうございます。 教室に置いてある本を毎月入れ替えることは、みんなが色々な本に出会えるチャンスが増えて、良いことと思いますが、毎月は難しいので、できるだけ入れ替えができるように図書館にいる先生と考えます。
18	中1	コンクールに参加してもらうのはすごくいいと思いました。そしたら、本をたくさん読むことができると思います。	ご意見ありがとうございます。 図書館を使った調べる学習コンクールは、小中学生を対象に行っていますので、ぜひ、参加してください。
19	中1	中学生からの「あまり来なかった子どもたちに来てもらう」は送迎車はあるのですか？	ご意見ありがとうございます。 ご意見のとおり、市民図書館から遠いところに住んでいる子どもたちは、保護者に車で送ってもらうなどしなければ、来ることができませんよね。日々、送迎することは難しいと思いますが、イベント等に送迎バスを用意することができないか検討します。
20	中1	全体で本を読む時間を増やすといいと思う	ご意見ありがとうございます。 子どもたちが本を読んでくれるために、楽しいイベントを開催するなど取り組みを進めます。
21	中2	赤ちゃんから幼稚園・保育園まで親しみをもって来館できるイベントを小学生～高校生にも開催するべきです。具体的には、例として出していた「科学の祭典」は科学に興味のある人がいきたがるのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 中学生から高校生は、特に市民図書館に来館する割合が少ないので、新しいイベントを開催して来てもらえるように取り組みます。また、科学の祭典は、科学に興味がない人でも、十分楽しむことができますので、機会がありましたら来てください。
22	中2	自分自身、図書館に行ったことがあまりないので、イベントがあったら行ってみたいなと思いました。	ご意見ありがとうございます。 中学生が図書館に行きたいと思える楽しいイベントを考えます。
23	中2	自分から市民図書館に行く機会があまりないので、イベントとして学校で1度行ってみる（体験）するというのがとても大事だと思います。本を読みたくなるという考えが重要だと思うので、自分もいろいろな本を手にとってみる気持ちをもって過ごしていきたいです。	ご意見ありがとうございます。 学校、学年、クラス単位で市民図書館に来ていただき、学校図書館にはない色々な本を手にとっていただくことは良いアイデアだと思いますので、学校の先生にも図書館に来てもらえるようにPRします。
24	中3	感想などはインターネットで申請したほうが良いと思います。 イベントを行うことで図書館に行く人は増えると思いました。	ご意見ありがとうございます。 今後は、このような意見を聞く場合、アンケートをする場合には、紙だけでなくインターネットでも回答できるように工夫したいと思います。

■「第5期 石狩市こどもの読書活動推進計画」に対するこどもの意見

No.	学年	意見の内容	市の回答
25	中3	読書は楽しいです	ご意見ありがとうございます。 これからも素敵な本に出合えるといいですね。高校生になっても読書を続けていただければうれしいです。